

広島県警察警備実施要綱の一部改正について

令和4年12月15日  
警察本部長から  
各部長・参事官 あて  
各 所 属 長

この通達は、警備実施について必要な事項を、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）に定めるもののほか、広島県警察における警備実施について必要な事項を定めたもの。